

国民年金だより



年金受給者の皆様へ

「年金額改定通知書と年金振込通知書と併せた通知書」が送付されます

国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金の支払いは、年6回偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に、それぞれの前2ヶ月分が支払われますが、その年度に支給される年金額をお知らせする「年金振込通知書」の送付は、毎年6月(年1回)に送付しています。
※支払額が変更となった場合には、改めて送付されます。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします

平成25年度年金額

老齢基礎年金・・・786,500円(満額)

- 20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた機関や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

障害基礎年金・・・983,100円(1級) 786,500円(2級)

- 国民年金加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金・・・1,012,800円(子供が1人いる妻の場合)

(基本額：786,500円 + 子1人の加算額：226,300円)

- 国民年金加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。
※子は18歳到達年度の末日(障害がある場合は20歳まで)となります。

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613
由岐支所住民室 ☎78-2211

介護保険各種負担限度額認定の有効期限は、6月30日までとなっております。

現在認定証をお持ちの方で、今後利用される方は更新手続きを行ってください。

各種負担限度額認定とは ○負担限度額認定(食費、居室費の限度額)
○特定負担限度額認定(旧措置者の方)
○社会福祉法人等利用者負担軽減(低所得者で一定基準を満たす方)
申請される方は担当の介護支援専門員が役場保健福祉課までご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614 由岐支所住民室 ☎78-2212